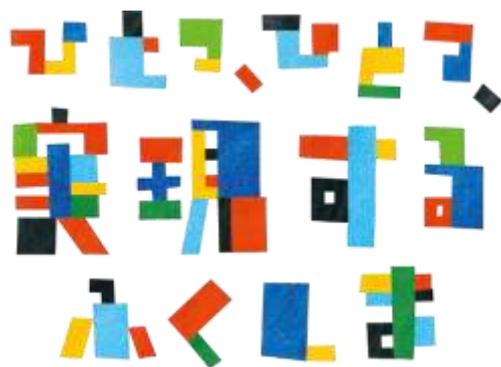


ふくしまの復興・創生に向けた  
緊急要望



令和3年11月  
福島県

東日本大震災から10年8か月が経過しましたが、今なお3万4千人を超える県民が避難生活を続けており、避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、風評・風化対策のほか、復興が進むにつれて顕在化する新たな課題にも直面するなど、当県の復興は途上にあります。

こうした中、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症など、当県は幾重もの困難に見舞われ、これらの影響により復興・再生が遅滞することのないよう、復興へ向けた取組を更に強化する必要があります。

第2期復興・創生期間においても、引き続き県民の思いに丁寧な耳を傾け、様々な課題に対して国が前面に立ち、当県の復興・再生に最後まで責任を持って全力で対応していただくよう、以下の14項目について特に重点的に要望します。

## 1 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、国において、今年4月に処分に関する基本方針が決定され、8月に処分に伴う当面の対策が取りまとめられたところであるが、関係団体・事業者や自治体等から新たな風評が生じることを懸念する声など、現在も様々な意見が示されている。

こうした中、国においては、この問題が福島県だけではなく日本全体の問題であるとの認識の下、当面の対策について、県民はもとより国内外に対し、具体的内容を丁寧に説明し理解が深まるよう取り組むとともに、実行可能な施策から速やかに実施すること。

また、行動計画の策定に当たっては、農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対し、万全の対策が講じられるよう、関係者から寄せられた意見を十分に反映させるとともに、計画推進に必要な予算を確実に確保すること。その上で、策定後の着実な施策推進はもとより、追加対策が必要となる場合には関係者に寄り添った速やかな対応を行うとともに、各施策のフォローアップ結果についても、国内外に目に見える形で分かりやすく発信すること。

さらに、対策を講じてもおお風評被害が発生する場合の賠償の考え方については、関係団体・事業者丁寧に説明を行い、その意向を十分に反映した上で、事業者等が納得できる明確な基準を構築するよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

## 2 国際教育研究拠点の具体化

【内閣官房、内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、環境省】

国際教育研究拠点は、世界に冠たる新たな拠点として、地元からの期待が非常に高く、福島復興を進めていく上で、県民の夢や希望へとつながる、欠かすことのできない重要なものである。この拠点が司令塔としての機能を十分に果たし、「福島の創造的復興の中核拠点」として世界最先端の研究開発や新産業の創出、人材育成等を行うことが期待されており、本拠点の構想を具体化していくため、次の事項について実現すること。

### (1) 法人形態について

本拠点の長期的・安定的な運営を確保することが必要であり、法人の形態については、国が法律に基づいて設立するとともに、当該拠点にふさわしい十分な予算や人員体制を純増で確保するため、国が責任を持って、既存施設の統合や予算の集約だけにとどまらない具体的な方策を示すこと。

また、「東日本大震災復興加速化のための第10次提言」（自民党、公明党）で示された「福島の創造的復興の中核的な存在となる世界レベルの機関」、「世界の一流の人材が集まる魅力的な世界最先端の研究機関」となるよう、これまで既存の施設で行ってきた研究の延長や既存施設の寄せ集めにとどまることなく、新拠点で初めて取り組む目玉となるような研究内容等を打ち出すとともに、研究者の特性を踏まえて、研究者にとって魅力的な世界最先端の研究開発を実現するための国際水準の研究環境を整備すること。

さらに、研究開発はもとより、地域での実用化開発など研究成果の産業化や、連携大学院制度など人材育成機能にも大きな期待が寄せられているところであり、新拠点がこうした機能を発揮するための具体的な体制づくりに取り組むこと。

## (2) 基本構想の策定に向けて

今年度中に策定する基本構想については、本拠点の実現に向け、具体的な機能や関係者の役割分担などを明らかにすることが重要である。例えば、研究機能のみならず、教育機能の確保の方法、産学連携や産業集積の在り方、ガバナンスの在り方、教育研究のために必要な施設・設備、まちづくりとの関係性などについて明確化すること。

こうした基本構想の検討に当たっては、地元の意見を十分に踏まえるとともに、関係省庁が連携して検討を進めること。

## (3) 大学の参画の在り方や先行研究開発プロジェクトの実施

一流の教育研究機能を持つ拠点とするには、福島復興への使命感があり、中長期的に福島にコミットする意思のある大学や研究者等が中核になることが重要である。浜通りで一流の研究大学の学位が取得できる仕組みが重要であり、連携大学院制度等を活用し本拠点内に大学サテライトを置くことができる仕組みなど、大学による参画の仕組みや在り方を明らかにすること。

その上で、具体的に参画する大学や研究者等を特定し、拠点に求める教育研究環境や処遇などの意向を踏まえ、実現に向けた、より具体的な議論を進めること。

このためにも、本拠点の開所を待たずに先行して実施する必要性が高い、有望な大学や研究者等による先行研究開発プロジェクトを実施するための関係予算を十分確保すること。

## (4) 立地地域の提案に向けて

立地については、既存の関連施設等との連携、生活環境、交通アクセスや、参加する大学等の意向などを踏まえるとともに、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、地元自治体の意見を尊重して決定することが重要である。

当県による立地地域の提案に関わる具体的な教育研究内容や立地条件などを速やかに明らかにすること。

## (5) 生活環境・まちづくりの整備

本拠点の設置に伴い、研究者やその家族、事業者等を引き付け、安心して住んでいただける豊かな生活環境・インフラの整備等のまちづくりに必要な予算を十分に確保すること。

### 3 帰還困難区域の復興・再生

**【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】**

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、安心して帰還できる生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

さらに、帰還困難区域全体の復興・再生のため、市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外については、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱い、住民の意向確認、除染の手法・範囲、加えて、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路や河川等の施設更新等の課題が残されており、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に最後まで責任を持って取り組むこと。

#### 4 第2期復興・創生期間の復興の更なる加速化

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

##### (1) 復興実現のための総合的な施策の推進

東日本大震災から10年8か月が経過し、当県の復興は着実に前進しているものの、帰還困難区域の避難指示解除や住民の帰還など、市町村によって進捗は異なり、同じ市町村の中であっても地域によって復興のステージが大きく異なるほか、原子力災害の影響により県全域に根強く残る風評など、課題は複雑化・深刻化するとともに、新たに顕在化する課題もあり、現場の実態を的確に把握した上で多様なニーズに対応することが求められる。

こうした中、更なる復興・再生のためには、当県特有の多岐にわたる課題に対しきめ細かく対応する必要があり、福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針、今年4月に認定を受けた福島復興再生計画における取組等、総合的な施策を着実に実行していくことが不可欠である。

このため、第2期復興・創生期間においても、当県の復興・創生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な予算により対応すること。

##### (2) 震災復興特別交付税措置の継続

第2期復興・創生期間における当県の着実な復興を支える財源として、令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

### (3) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会・経済活動の維持・再生との両立に向けた取組、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震による災害からの早期復旧、さらには自然災害に備えた防災力の強化や社会保障の充実など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、地方一般財源総額については、令和4年度から令和6年度までの間、令和3年度と同水準を確保するとされた「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」に基づき、確実に確保し充実させること。

## 5 避難地域 1 2 市町村の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、魅力ある教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、「福島 1 2 市町村の将来像」の具現化のため、国が前面に立って、県、市町村と連携した推進体制を確保すること。

また、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、中長期にわたり必要な財源を確保すること。

特に、移住・定住促進事業について、移住希望者の体験・見学活動や住宅確保、テレワーク環境の整備、県外から新たな活力を呼び込むための移住者向け財政支援など、移住希望者のニーズに応じた効果的な移住支援が可能となる柔軟で使いやすい制度とすること。

さらに、1 2 市町村における商工業の事業・生業の迅速な再建、市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想の実現を始めとする営農再開の更なる加速のため、令和 4 年度以降も国が主体的に取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

## 6 避難者等の生活再建

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、  
経済産業省、国土交通省】

避難生活の長期化等に伴い各地域の被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しており、避難者を始めとする被災者の生活再建のために適切な支援を行う必要があることから、相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援など、様々な施策に取り組む被災者支援総合交付金について、十分な予算を確保すること。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう、引き続き、東京電力を指導すること。

さらに、旧警戒区域等からの避難者及び原発事故による母子避難者等を対象として、令和4年3月31日まで実施されている高速道路無料措置について、引き続き延長措置を講じること。

加えて、いまだ多くの児童生徒が避難生活を送っていることや、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加等の課題に対し、心のケアや学習指導等きめ細かい支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続すること。

## 7 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域の医療機関においては、現在、再開・開設した約7割が人件費・運営費の支援を受けて診療を継続しているが、住民帰還の状況から経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難となっている。

こうした中、近隣地域の医療機関においては、避難地域において提供困難な専門医療に係る患者に加え、夜間初期救急の患者も受け入れており、避難地域を支えるためには、近隣地域の医療機能の強化や運営に係る支援が必要である。

また、医療従事者については、避難地域のみで確保することが困難な状況が続いていることから、医師確保事業等を始めとした県内全域で実施する人材確保・地域定着策に継続して取り組み、避難地域及び近隣地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築のため、中長期的に取り組むために必要となる財源を十分に確保するとともに、地域医療再生基金の活用については、引き続き、当県の実情に応じた柔軟な対応を認めること。

## 8 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、観光庁、環境省】

これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきた風評払拭及び風化防止対策について、今後も長期的かつ幅広い取組が必要であることから、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの拡充、教育旅行の回復のための取組等、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の取組に対し必要な予算を十分に確保すること。

特に、地域魅力向上・発信支援事業（地域情報発信交付金）については、県や市町村の意見等を十分に聞き取った上で、県全域の更なる魅力発信等に取り組むための県上限額の引き上げなど、予算の柔軟な運用等により様々な取組に積極的に活用できる制度とすること。

また、根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を確保すること。

さらに、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛けや、農林水産物を始めとした県産品に関する正確な情報の発信、放射線の正確な理解を促す安全・安心のリスクコミュニケーションの推進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

加えて、国家的プロジェクトである2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）については、東日本大震災からの復興への歩みを進めている当県の姿とこれまでの御支援に対する感謝を国内外に対して広く発信する絶好の機会であることから、関係省庁が一体となった正確で分かりやすい情報発信等に取り組むために必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

## 9 福島イノベーション・コースト構想の推進

【内閣府、復興庁、文部科学省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省】

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進するための中核的な機関である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、継続的かつ効果的な取組を実施できるよう、体制の強化や安定的な財源の確保等の必要な支援を行うこと。

また、地元企業の参入や技術力向上の支援等による廃炉関連産業の育成・集積、次世代空モビリティの社会実装やカーボンニュートラルの実現のためのエネルギー・環境・リサイクル関連産業の育成・集積、先端技術を活用した農林水産業の再生、医療関連や航空宇宙産業の育成・集積、誘客を促進させ、交流人口や消費の拡大につなげるための取組など、本構想に掲げる拠点の利活用や産業集積を一層促進するために必要な支援を継続的に行うこと。

特に、福島ロボットテストフィールドの安定的な運営により自立経営が可能となるまでの当分の間の運営費、東日本大震災・原子力災害伝承館の資料収集を始めとする各事業の取組や交流促進の取組等に必要な予算について、十分かつ継続的に確保すること。

さらに、本構想を牽引するトップリーダーや専門人材の育成、浜通り地域等に大学等の知を集積するために必要な予算を確保すること。

## 10 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現

### 【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現のため、再生可能エネルギーの更なる導入拡大や関連産業の集積、国立研究開発法人産業技術総合研究所を核としたふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素の社会実装の取組について、必要な予算を確保するとともに、関係省庁が継続的に支援策を講じること。

特に、水素社会実現に向けたモデル構築を図るため、世界最大級の水素イノベーション拠点である福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用するとともに、水素ステーションの整備促進、燃料電池自動車（FCV・FCバス・FCトラック）等の水素モビリティの導入拡大のために十分な支援を行うこと。

また、福島県2050年カーボンニュートラルの実現のため、県及び市町村の地域脱炭素まちづくり等に関する取組を十分に支援すること。

## 11 水産業再生に係る取組の強化

### 【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、極めて厳しい状況に置かれているが、試験操業を経て今年4月から本格操業に向けた新たなステージへ大きく踏み出したところであり、水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりが必要である。

については、「揺るぎない生産体制をつくる」「適正な価格で売り切る」「豊かな漁場を守り育てる」の3つの観点で、国が前面に立って、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を講じること。

あわせて、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間を要することから、長期にわたり十分な財源を確保する仕組みを構築するとともに、国自らが漁業者に寄り添って、円滑な支援ができるよう、国の現地体制を整備すること。

また、国が示したALPS処理水の処分に関する基本方針については、漁業者を始め水産業に関わる多くの事業者から、海洋放出に反対する意見や新たな風評を危惧する意見が示されるなど、十分な理解が得られているとは言えない状況であり、これまでの漁業関係者の懸命な努力が水泡に帰すことのないよう、関係省庁が一体となって万全の対策を講じること。

## 12 原子力発電所の廃炉に伴う対応

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

また、ALPS処理水の現状や安全性、トリチウム以外の放射性物質の状況等について、具体的で分かりやすい情報を広く国内外に発信し、理解が深まるよう取り組むとともに、国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

さらに、東京電力の相次ぐ不祥事やトラブルに多くの県民が不安を感じており、トラブルの未然防止の観点に立って、設備等の保守管理の在り方を見直すとともに、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的改革が図られるよう、強く指導すること。

加えて、使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

あわせて、東京電力福島第二原子力発電所については、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すとともに、使用済燃料については、処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

### 13 復興を支えるインフラ等の環境整備

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数など、関連する特例措置の継続はもとより、小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や避難地域12市町村内の道路の整備など、復興事業が完了するまでの必要な予算を確保するとともに、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築や（仮称）小高スマートICの整備に確実に取り組むほか、県内全域の産業振興を支える小名浜港や相馬港について、国際物流ターミナル整備等の事業を更に推進すること。

また、当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を別枠で措置するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な予算を確保すること。

さらに、水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進や、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」やハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を確保するなど、当県における流域治水の推進の取組を引き続き支援すること。

加えて、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園については、全面的な財政支援を講じること。

あわせて、営農再開の加速化を図るための農業基盤等の整備や森林・林業の再生のための森林整備など、復興事業の取組に必要な予算を確保するとともに、次代を担う新規就農者を十分に確保するため、国から新たに示された新規就農者育成総合対策については、これまでの農業次世代人材投資事業と同様に、全額を国費により措置すること。

## 14 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

### (1) 医療提供体制整備のための財政支援

第5波を超える感染拡大が生じる可能性があることを前提として、総合的な保健・医療提供体制の整備が必要となるため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、令和4年度以降も財政支援を継続すること。

また、広域搬送に伴う退院時の帰宅手段の確保に要する支援、院内感染発生により医療機関が休業した際の支援、医療従事者への危険手当の支給及び自宅療養中の同居家族への感染を防ぐための宿泊支援など、同交付金の対象事業を拡充すること。

さらに、感染患者を入院受入する際の診療報酬が病床確保料よりも低い場合があるため、診療報酬の引き上げを図ること。

## (2) 社会経済活動等への財政支援

サプライチェーンの再構築のための支援、需要が落ち込んだ飲食・交通事業者等の支援を始め、厳しい経営状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援等、自治体が財源に不安を抱えることなく、地域の実情に応じた独自の経済・雇用対策を機動的に行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、必要な予算を確保するとともに、基金の積み立て要件の弾力化や期間の延長、繰越手続の簡素化など、更に自由度の高い柔軟な制度とすること。

また、長期化による影響は幅広い業種の事業者に及んでいることから、事業の継続を支えるため、国において、事業者向け給付金の支給など、手厚く大胆な経済対策を講じること。

さらに、深刻な影響を受けている観光業の需要回復を図るため、地域観光事業支援については、令和4年度も継続的に実施する必要があることから、繰越も含む期間延長を行うとともに、十分な予算を確保すること。

加えて、度重なる飲食店への時短要請などにより、当県産米の多くを占める中・外食向けの米の需要量は大きく減少し、米価が大幅に下落するなど、米の需給環境は厳しい状態が続いていることから、市場隔離効果のある在庫対策を速やかに実施するとともに、主食用米から非主食用米等への転換を強力に進めるための対策について、十分な予算を確保すること。